

五戸町新型コロナウイルス感染症対策支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 町は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う外出自粛により大きな影響を受けている町内の飲食店、宿泊業、タクシー、運転代行業、花・植木小売業その他の関連事業者を支援するため、当該年度の予算の範囲内において、指定する事業を経営する法人又は個人事業者に対し、五戸町新型コロナウイルス感染症対策支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとし、その交付については、五戸町補助金等の交付に関する規則（平成16年五戸町規則第45号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付対象事業)

第2条 支援金の交付対象事業は、日本標準産業分類（平成25年10月改定）で分類される次の各号に定めるものとする。ただし、総合スーパー、コンビニエンスストア及び臨時営業許可のみを受けているものを除く。

- (1) 飲食店（日本標準産業分類 M76）
- (2) 宿泊業（日本標準産業分類 M75）
- (3) タクシー業（日本標準産業分類 H432）
- (4) 運転代行業（日本標準産業分類 N7999）
- (5) 花・植木小売業（日本標準産業分類 I6093）
- (6) 酒小売業（日本標準産業分類 I5851）
- (7) 酒類製造業（日本標準産業分類 E102）
- (8) 菓子小売業（製造小売）（日本標準産業分類 I5861）
- (9) パン小売業（製造小売）（日本標準産業分類 I5863）
- (10) めん類製造業（日本標準産業分類 E0992）
- (11) 豆腐製造業（日本標準産業分類 E0993）
- (12) こんにゃく製造業（日本標準産業分類 E0999）
- (13) 野菜漬物製造業（日本標準産業分類 E0932）
- (14) 理容業（日本標準産業分類 N7821）
- (15) 美容業（日本標準産業分類 N7831）
- (16) 普通洗濯業（日本標準産業分類 N7811）
- (17) 洗濯物取次業（日本標準産業分類 N7812）

(交付対象者)

第3条 支援金の交付対象者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であること
- (2) 五戸町内において、前条で定めるいずれかの交付対象事業を営んでいること
- (3) 事業を営むに当たり、必要な許可等を受けていること
- (4) 令和2年2月から4月において、営業の実態があること。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により、休業している場合はこの限りでない。
- (5) 交付対象事業を営む者（法人にあっては、代表者及び役員）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員に該当しないこと
- (6) 店舗又は営業所を所有（賃貸含む）していること。ただし、個人タクシーを営む場合はこの限りでない。
- (7) 当町の町税を滞納していないこと。ただし、滞納がある場合において、町長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、町長が特に必要と認める場合は、交付することができる。

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、別表のとおりとする。ただし、複数の店舗及び交付対象事業を営んでいる場合であっても重複して交付しないものとする。

(支援金の申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする交付対象者は、令和2年5月13日から同年8月31日までに、五戸町新型コロナウイルス感染症対策支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

- (1) 令和2年2月から4月分の月締め帳簿の写し（例：試算表、現金出納簿、売上台帳等）
- (2) 営業に当たり必要な許可等を受けていること証する書類の写し
※ただし、花・植木小売業については、開業届の写し
- (3) 本人確認書類（法人にあっては、代表者の本人確認書類）の写し（例：運転免許証、パスポート、保険証等のいずれか）
- (4) 振込先口座の金融機関名、支店名（店番）、口座番号、口座名義人が記載された通

帳又はキャッシュカードの写し

(5) その他町長が必要と認めた書類

(支援金の交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による交付申請書の提出があった場合は、内容を審査し、支援金を交付することが適当であると認めるときは、五戸町新型コロナウイルス感染症対策支援金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第7条 町長は、申請者が偽りその他不正の手段により、支援金の交付の決定を受けた場合は、交付金の決定を取消することができる。

(支援金の返還)

第8条 町長は、前条の規定により交付決定の取消しをした場合において、すでに支援金を交付しているときは、期限を定めて、交付した支援金の全額を返還するよう命ずるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則（令和2年5月8日 五戸町告示第60号）

この要綱は、令和2年5月8日から施行する。

附 則（令和2年5月13日 五戸町告示第79号）

この要綱は、令和2年5月13日から施行する。

附 則（令和2年6月16日 五戸町告示第84号）

この要綱は、令和2年6月16日から施行する。

附 則（令和2年7月3日 五戸町告示第96号）

この要綱は、令和2年7月3日から施行する。

附 則（令和2年8月5日 五戸町告示第103号）

この要綱は、令和2年8月5日から施行する。

別表（第4条関係）

交付対象事業	売上げ要件		支援金の額
飲食店、宿泊業、タクシー業、運転代行業、花・植木小売業、酒小売業、酒類製造業、菓子小売業（製造小売）、パン小売業（製造小売）、めん類製造業、豆腐製造業、こんにゃく製造業、野菜漬物製造業	特になし		15万円
理容業、美容業、普通洗濯業、洗濯物取次業	2020年2月から4月において、前年同月比で事業収入が20%超減少した月が	ある場合	15万円
		ない場合	10万円

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

五戸町長 若 宮 佳 一 様

住 所（法人の場合は所在地） _____

氏 名（法人の場合はその名称及び代表者の氏名） _____ 印

電話番号 _____

五戸町新型コロナウイルス感染症対策支援金交付申請書兼請求書

五戸町新型コロナウイルス感染症対策支援金交付要綱第5条の規定に基づき、裏面の内容について誓約の上、次のとおり五戸町新型コロナウイルス対策支援金の交付を申請し、請求します。

- 業種 _____ ※裏面記載の業種から主な業種を選択し、番号を記入してください。
- 主な事業所の名称及び所在地 ※個人タクシー業は記載不要
名 称 _____
所在地 _____
- ひと月の売上げの比較
※理容業、美容業、普通洗濯業、洗濯物取次業のみ記入してください。
令和 2年__月 _____円※令和2年2月・3月・4月のいずれか
_____年__月 _____円※上記の前年同月分を記入してください。
- 事業所の所有状況 ※該当する箇所をチェック及び金額の記入してください。
所有 賃貸（家賃：月額 _____円）
- 振込先口座 ※口座種目は、普通、当座などを記入してください。

金融機関名	支店名	口座種目	口座番号
口座名義人	(フリガナ)		

様式第1号（第5条関係）（裏面）

1 経営する業種

- ①飲食店
- ②宿泊業
- ③タクシー業
- ④運転代行業
- ⑤花・植木小売業
- ⑥酒小売業
- ⑦酒類製造業
- ⑧菓子小売業（製造小売）
- ⑨パン小売業（製造小売）
- ⑩めん類製造業
- ⑪豆腐製造業
- ⑫こんにゃく製造業
- ⑬野菜漬物製造業
- ⑭理容業
- ⑮美容業
- ⑯普通洗濯業
- ⑰洗濯物取次業

2 誓約内容

- （1）申請の内容は事実に相違ありません。支援金の受領後、申請の内容に虚偽があった場合は返金します。
- （2）私及び役員（法人の場合）は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号の規定する暴力団員に該当しません。
- （3）町税等の滞納はありません。

様式第2号（第6条関係）

五政第 号
年 月 日

様

五戸町長 若 宮 佳 一

五戸町新型コロナウイルス感染症対策支援金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった新型コロナウイルス感染症対策支援金については、五戸町新型コロナウイルス感染症対策支援金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

交付金は、あなたが指定した口座に下記のとおり振込みいたします。

記

- 1 交付金の額 金 円
- 2 振込予定日 年 月 日